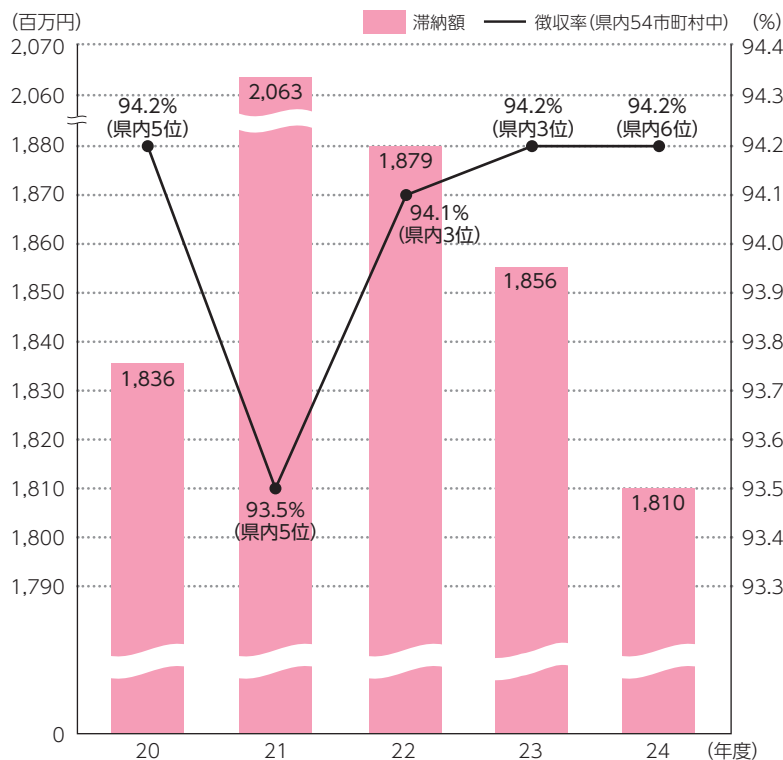


暮らしを支える 大切な財源の確保のために

市税などの滞納に対する取り組み

市では、市民サービスを行うための財源の確保と納期限までに納付している市民との公平性を保つため、滞納者に対して延滞金の徴収や差し押さえなどを行っています。今回は市税などの滞納の現状や滞納解消に向けた市の主な取り組みをお知らせします。

図1 滞納額・徴収率の推移(市税)



市税(市民税・固定資産税など)の過去5年分の滞納額と徴収率の推移は、図1の通りです。

滞納額・徴収率の現状と差し押さえの実施状況

市民の皆さんが納める市税などは、福祉や保健といった社会保障や教育など、さまざまな市民サービスを進める上で大切な財源です。しかし、滞納が毎年発生していることも事実です。

滞納は、市民サービスに使われるはずの財源が減るということであり、市民生活に支障をきたすこととなります。また、納期限までに納付している大多数の市民との公平性を欠くこととなります。

表1 差し押さえ件数

項目	年度	20	21	22	23	24
不動産		74	83	80	62(6)	52(4)
預貯金		44	245	476	550(44)	466(69)
給与		50	44	69	66(7)	46(9)
国税還付金		27	13	14	2	13
その他		13	12	19	56	93(2)
合計		208	397	658	736(57)	670(84)

*かっこ内の数字は差し押さえ件数のうち債権回収対策室が実施した件数

効果的・効率的な徴収業務のために

徴収率は、県内で上位を維持しており、滞納額も減っていることが分かります。

また、市では滞納解消に対する取り組みを強化しています。督促状の送付や催告で納付を促しても納付がない場合は、滞納処分を行っています。差し押さえの実施状況は、表1の通りです。

市では、平成23年4月に「債権回収対策室」を納税課内に設置しました。同室は市税だけでなく、

今後の債権回収に向けての取り組み

市では、市が所有する債権の公正な負担の確保と債権管理の適正化を図るため「(仮称)成田市債権管理条例」の制定に向けて準備を進めています。

個別の法令・条例で規定されている債権の取り扱いを統一することで、迅速な処理や法的措置を行えるようにして滞納の縮減を図ります。

対象となる債権は市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料、時間外保育料、下水道使用料、下水道事業受益者負担金

これらの債権について財産の差し押さえ・換価などの滞納処分を専門に行っています。

このようにして効果的・効率的な徴収業務に努めています。

※くわしくは納税課(☎20・1519)へ。